

○財務省告示第五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量（経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。以下同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	○トン
	四六五、 六五四トン	一、 一〇八トン	四、 四七九、 三六五トン	六一、 二七七トン	一四、 六六六トン	七、 一〇三トン	四二、 〇二四トン	三二一トン	一〇トン	四六トン	三六、 八二四トン	一、 三四八トン	一七トン	七九トン		

二九	一八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	一〇	一九	一八	一七	一六
二三二五トン	七・〇トン	九、四八六トン	三、五二二トン	〇トン	九五トン	五、二一一トン	二二五トン	二七、七五〇トン	五九九トン	一二、七二九トン	一、一一九トン	九二、六一三トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初

日から同月三十一日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名											輸入数量
一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	○トン
一、九七四トン	四、一〇二トン	二三、三三〇トン	四・四トン	一七・五トン	二〇七・六トン	六、五五八トン	八・六トン	〇トン	〇トン	〇トン	〇トン

二六	一五	一四	一三	一三	一二	一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二
四二六トン	○トン	八九トン	一、三四二トン	二一五トン	二七、七五〇トン	一一・三トン	四九八トン	一二、七二九トン	九一、四〇九トン	五・七トン	二五二トン	四三七、五四五トン	一九三、二〇五トン	二、六二六、一七六トン	三七、一八七トン

二九	二八	二七
二三三一トン	七・〇トン	二三三八トン